

神崎衛生施設組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年3月23日

神崎衛生施設組合管理者

神崎衛生施設組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき神崎衛生施設組合が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に職場環境を改善するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価について協議を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、本組合において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

【数値目標】

令和7年度までに、職員の年次休暇の取得率（過去3年間平均）を、平成29年度～令和元年度の平均実績（81%）より引き上げ、85%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

各職員で取得率の差があるため、全職員が平均して取得できるよう職場環境を整える。また、夏季休暇や土日を組み合わせた連続休暇を取得するよう働きかける。

なお、この取組は令和3年度から実施する。